（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第二条　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第百十五条の四十四」を「第百十五条の四十五」に改める。

第四条の見出し中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「一万分の四」を「十万分の三十七」に改める。

第七条の見出し中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条各号列記以外の部分中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条第一号中「介護予防事業に」を「介護予防等事業に」に、「介護予防事業費額」を「介護予防等事業費額」に改め、同条第二号中「介護予防事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第九条中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第十条の見出し中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第十一条、第十二条第二項の表及び第十三条の二第二号中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第三条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六の次に次の一条を加える。

（法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分）

第一条の六の二　法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十七条の二に規定する日常生活上の世話に係る部分とする。

第一条の十二の見出し中「第十四条の四」を「第十四条の四第二項」に改め、同条中「第十四条の四」を「第十四条の四第二項」に、「費用をいう。ただし、」を「費用（」に改め、「除く。」の下に「）とする。」を加える。

第一条の十三中「第十四条の四」を「第十四条の四第二項」に、「同条」を「同項」に改め、「前払金」の下に「（次条において「前払金」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（家賃等の前払金の返還方法）

第一条の十三の二　法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一　入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、三月

二　入居者の入居後、前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間

2　法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　前項第一号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、前払金の額から控除する方法

二　前項第二号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、前払金の額から控除する方法

第二十条の四を次のように改める。

第二十条の四　削除

第二十条の五第八号中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二　法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

第二十条の九の見出し中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改め、同条中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に、「費用をいう。ただし、」を「費用（」に改め、「除く。」の下に「）とする。」を加える。

第二十条の十中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（家賃等の前払金の返還方法）

第二十一条　法第二十九条第八項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一　入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、三月

二　入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間

2　法第二十九条第八項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　前項第一号に掲げる場合にあつては、法第二十九条第七項の家賃その他第二十条の九に規定する費用（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

二　前項第二号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法

別記様式第二の二裏面中「6」を「9」に、「7」を「10」に改める。

別記様式第二の三裏面中「第三十一条の四」を「第三十一条の五」に、「とあるのは「前項」と、」を「とあり、及び同条第四項中」に、「「第一項」」を「、「第三十一条の五第一項」」に改める。

別記様式第三を削る。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「都道府県」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）」を加える。

第三十六条第五項中「第百七十六条第一項第二号」を「第百七十六条第一項第三号」に改める。

第九十八条第四号中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第百二十四条第二項中「都道府県知事」の下に「（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）」を加える。